

安全データシート

作成日 : 2018年8月9日
改訂日 : 2019年10月24日

1. 化学品及び会社情報

製品名 : シーカラピッド C-100WS
会社名 : 日本シーカ株式会社
住所 : 神奈川県平塚市長瀬 1-1 (〒254-0021)
担当部門 : 品質保証&EHSグループ
電話番号 : 0463-24-4976
FAX番号 : 0463-23-2229
緊急連絡電話番号 : 0463-24-4976
整理番号 : 2166

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類
物理化学的危険性 : 区分外
健康に対する有害性
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1、区分2
環境に対する有害性 : 区分外

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

臓器(血液)の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液)の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(甲状腺)の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取り扱い後は皮膚をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師に連絡すること。

【保管】

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : コンクリート用化学混和剤

危険有害成分

成分	含有量	化学式	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
硝酸カルシウム	40~50%	CaN ₂ O ₆	10124-37-5	(1)-188
チオシアン酸ナトリウム	2.5~10%	CHNS.Na	540-72-7	(1)-160

成分及び含有量



水	:	50～60%
硝酸カルシウム	:	40～50%
チオシアン酸ナトリウム	:	2.5～10%
その他	:	1%以下

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹼で洗う。
皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 無理に嘔吐させずに、直ちに医師の診断を受ける。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候
- | | | |
|-----------|---|-------|
| 皮膚に付着した場合 | : | 発赤 |
| 眼に入った場合 | : | 発赤、痛み |
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項
救助者はゴム手袋、保護眼鏡などの保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災時の特有の危険有害性 : 特定の火災爆発の危険有害性はない。
- 特有の消火方法 : 水溶液で、火災の危険性は比較的少ない。
周囲の設備などに散水して冷却する。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置
- 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、シアン化物等の有害ガスが含まれるので、消火作業では適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- 作業の際には必ず保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。
蒸気の吸入及び皮膚と目との接触を避ける。
- 環境に対する注意事項
- 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 少量の場合、吸着剤（土・砂・ウエス等）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 取扱いは、換気のよい場所で行う。
発散した蒸気を吸い込まないようにする。
眼、皮膚、衣類に付けないこと。
- 安全取扱い注意事項 : 作業場の換気を十分行う。
保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。



- 取扱いは、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
- 接触回避 : 酸、強塩基、強力な酸化剤との接触を回避する。
- 保管
- 安全な保管条件 : 容器を密閉し換気の良い場所で保管する。
直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する。
- 安全な容器包装材料 : 製品使用容器に準ずる。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

- 管理濃度 : 未設定
- 日本産業衛生学会 : 未設定
- ACGIH : 未設定

設備対策 : 作業所近くに手洗い、シャワー設備等、身体洗浄のための設備を設置する。
蒸気やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

保護具

- 呼吸用保護具 : 通気がよくない場合は、蒸気フィルター付保護マスクを着用する。
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋を着用する。
- 眼の保護具 : 保護眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 皮膚が直接暴露されないような保護具を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 色 : 褐色
- 臭い : 特異臭がある
- 融点/凝固点 : 情報なし
- 沸点又は初留点及び沸騰範囲 : 情報なし
- 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : 情報なし
- 引火点 : 測定不能 (水含有品のため)
- 自然発火点 : 情報なし
- 分解温度 : 情報なし
- pH : 6.2
- 溶解度 : 水と任意の割合で混和する。
- 蒸気圧 : 情報なし
- 密度 : 約 1.278 g/cm³ (23℃)

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 情報なし
- 化学的安定性 : 通常温度、圧力の条件下では安定である。
- 危険有害反応可能性 : 加熱すると分解し、硫黄酸化物、窒素酸化物、酸化ナトリウム、シアン化物を含むヒュームを生じる。酸、強塩基、強酸化剤と反応する。
- 避けるべき条件 : 加熱
- 混触危険物質 : 酸、強塩基、強酸化剤
- 危険有害な分解生成物 : 加熱すると分解し、硫黄酸化物、窒素酸化物、酸化ナトリウム、シアン化物を含むヒュームを生じる。

11. 有害性情報

- 急性毒性 : (成分のデータ) チオシアン酸ナトリウム
経口ラット LD50 ; 764 mg/kg
- 皮膚腐食性/刺激性 : 情報なし



- 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性 : 情報なし
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 情報なし
- 生殖細胞変異原性 : 情報なし
- 発がん性 : 情報なし
- 生殖毒性 : 情報なし
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露） : （成分のデータ）硝酸カルシウム
水溶性硝酸塩一般として、硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した15人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約15gを摂取した13人が死亡し、5gを摂取した2人が生存した。(ECETOC TR 27 (1988))
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露） : （成分のデータ）硝酸カルシウム
水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる。(ECETOC TR27 (1988))
（成分のデータ）チオシアネートナトリウム
チオシアネートは甲状腺におけるヨウ素の取り込みを阻害し、甲状腺毒性を示すことが知られている(CICADs (J) 61 (2004)、ATSDR (2006))。また、チオシアネートはシアン化物の主要代謝物であり、シアン化物の職業ばく露により甲状腺機能障害および甲状腺腫が報告されている。(CICADs (J) 61 (2004)、ATSDR (2006))
- 誤えん有害性 : 情報なし

1 2. 環境影響情報

- 生態毒性 : 情報なし
- 残留性・分解性 : 情報なし
- 生態蓄積性 : 情報なし
- 土壌の移動性 : 情報なし
- オゾン層への有害性 : 情報なし

1 3. 廃棄上の注意

- 化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。
都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

- 国連分類 : 国連勧告の定義上危険物に該当しない。

国内規制

特段の規制はない。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行うこと。



15. 適用法令

- 消 防 法 : 非危険物
労働安全衛生法 :
 施行令別表第1第3号、危険物・酸化性の物 ; 硝酸カルシウム
化学物質管理促進法 (P R T R法) : 該当物質なし
毒劇物取締法 : 該当しない
水質汚濁防止法 : 有害物質 (法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) ;
 硝酸カルシウム
水 道 法 : 有害物質 (法第4条第2項)、水道基準 (平15省令101) ;
 硝酸カルシウム

16. その他の情報

引用文献

- ・ GHS対応ガイドライン 安全データシート作成指針 2019年6月
 一般社団法人 日本化学工業協会
- ・ GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ

この安全データシートに記載されている内容は、発行時における当社の最新の知識によるものですが
当社はその内容につき何らの保証をなすものではありません。
保証については、当社の最新の一般販売条件が適用されます。
製品を使用または適用する前に、必ずプロダクトデータシートをご検討下さい。

発行変更履歴

- 作成日 : 2018年 8月 9日
改訂日 : 2019年10月24日 (R-1)